



内閣府

令和 5 年 5 月 1 2 日
国際平和協力本部事務局

南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について

標記については、本日（12日）の閣議において決定されました。概要は下記のとおりです。

記

1. 趣旨

我が国は、平成23年11月から、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMIS）に司令部要員を派遣しています。現在、4名の司令部要員が、首都ジュバのUNMIS司令部において、兵站、情報、施設、航空運用の各業務に関する企画・調整等を実施しています（なお、平成24年1月から平成29年5月まで陸上自衛隊の施設部隊を派遣しました。）。

このUNMISの活動期間については、本年3月15日、国連安全保障理事会において令和6年3月15日まで1年間延長する安保理決議第2677号が採択されました。

UNMISは、現在、我が国が要員を派遣する唯一の国連PKOであり、司令部要員の派遣は、南スーダンの和平プロセスの進展を国際社会と共に支援するものです。国連への緊密な関与の継続や、周辺アフリカ諸国等との連携、人材育成の機会の確保等の観点から、引き続き、我が国が要員を派遣する意義があると考えています。

本日の閣議において、上記のような派遣継続の意義等を踏まえ、我が国の南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更し、以下のとおり派遣期間を延長することが決定されました。

なお、国際平和協力法第7条第1号及び同条第3号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容及び変更前の期間における実施の状況について、本日、国会に報告いたします。

2. 変更内容

○派遣期間の延長

- ・ 現行実施計画の派遣期間：令和5年5月31日まで
- ・ 延長後の派遣期間：令和6年5月31日まで（1年間の延長）